

主 文

原判決のうち上告人の被上告会社に対する株主総会決議取消の予備的請求、取締役会決議無効確認請求および株主の地位不存在確認請求を各棄却した部分を破棄し、第一審判決のうち上告人の被上告会社に対する取締役会決議無効確認請求および株主の地位不存在確認請求を各棄却した部分を取り消す。

被上告会社の昭和三十一年九月一六日開催の株主総会における別紙第一役員名簿記載の旧役員の解任および別紙第二役員名簿記載の新役員の選任の各決議を取り消す。

被上告会社の昭和三十一年九月一六日開催の取締役会における代表取締役 B 1 選任の決議が無効であることを確認する。

B 1 が被上告会社の株主でないことを確認する。

上告人のその余の上告を棄却する。

本件訴訟の総費用のうち上告人と被上告会社との間に生じたものはこれを五分し、その四を被上告会社の負担とし、その余を上告人の負担とする。

理 由

上告代理人高橋岩男の上告理由について。

原審が適法に確定した事実は、次のとおりである。すなわち、被上告会社は、昭和一五年一〇月二五日 B 2 有限会社として設立され、同二四年二月五日株式会社に組織変更されたものであつて、資本金二〇〇万円、発行済株式総数二万株、一株の金額一〇〇円とされているが、株式会社となつてからも、株券は全く発行されていなかった。そして、上告人は一〇〇株、B 1（第一審共同被告）は一六、〇〇〇株を有する被上告会社の株主であつたが、昭和二八年五月初旬にいたり、B 1 は、自己の有する一六、〇〇〇株を上告人に対し意思表示のみによつて譲渡し、被上告会社は、これを承認して備付けの株主台帳にその旨登載し、同年六月二五日株券の発

行を行ない、上告人に対し、右一六、〇〇〇株についても、上告人を原始株主として表示する株券を交付した。ところが、昭和三一年になつて、B 1 は、訴外 D と共同で、旭川地方裁判所に株主総会招集許可の申請をし（同裁判所昭和三一年（ヒ）第六号事件）、同年八月三〇日招集許可の決定を得て、株主総会を招集し、同年九月一六日 B 1 宅で株主総会を開催、右総会において、別紙第一役員名簿記載の被上告会社役員の解任の決議および別紙第二役員名簿記載の新役員の選任の決議をし、ついで、新たに取締役を選任された四名により取締役会を開催、B 1 を被上告会社の代表取締役に選任する旨の決議をした。ところで、右株主総会においては、上告人、B 1、訴外 D、同 E こと F の四名の出席のもとに、それぞれ、上告人一〇〇株、B 1 一六、〇〇〇株、D 一五〇株、F 一、五五〇株（合計一七、八〇〇株）の株式を有するものとして議決権を計算し、途中退席した上告人一〇〇株を除き、一七、七〇〇株の株主の賛成意見によるものとして、前叙の決議がされたものであつて、旧役員の解任については商法二五七条二項、二八〇条、三四三条、取締役の選任については被上告会社の定款三二条二項（取締役の選任決議は、発行済株式総数の三分の一以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて決する旨の定め）、監査役の選任については商法二三九条一項所定の各議決権数（定足数）を充たすものとされた。

原審は、以上の事実関係に基づき、B 1 から上告人に対する株式一六、〇〇〇株の譲渡は株券発行前のものであるから、被上告会社に対してはその効力を生ぜず、B 1 は、いぜん一六、〇〇〇株の株主であると判断し、定足数の不足と非株主たる B 1 の決議関与とを理由とする上告人の右株主総会決議取消の予備的請求およびこれを前提とする右取締役会決議無効確認の請求ならびに被上告会社との間で B 1 が被上告会社の株主でないことの確認を求める請求をいずれも棄却しているのである。

しかしながら、B 1 から上告人に対する前記株式の譲渡が被上告会社に対しその

効力を生じないとする原審の判断は、以下の理由により、正当と認めることはできない（なお、上告人は、ほかにも、株主総会決議の方法の瑕疵を主張したのに対し、原審は、これをも排斥しているが、その当否はしばらくおく。）。

おもうに、本件株式譲渡が行なわれた当時の商法の規定によれば、株式の譲渡は、絶対的に自由で、定款によつてもこれを禁止または制限することができないものとされ（昭和四一年法律第八三号による改正前の二〇四条一項）、また、記名株式の譲渡は、株券の裏書によるかまたは株券および所定の譲渡証書の交付により、これをすべきものとされていた（右改正前の二〇五条一項）。右改正法においては、株式の譲渡につき定款をもつて取締役会の承認を要する旨を定めることができることとしたとはいえ、いぜん、原則として、株式譲渡の自由を認め（現行の二〇四条一項本文）、その譲渡は株券の交付によりすべきものとする（同じく二〇五条一項）とともに、右改正前と同様、株券の発行前にした株式の譲渡は会社に対しその効力を生じない旨を定めているのである（二〇四条二項）。これによつてみれば、右改正の前後を通じて、同法の趣旨とするところは、株式の譲渡は、自由ではあるが、それは、株券の発行を前提とし、これをまつて行なわれるべきものとするにあるものと解せられ、同法が、株式会社はその成立後または新株の払込期日後遅滞なく株券を発行すべきものとしている（二二六条一項、但し、前記改正法により設けられた二二六条ノ二の場合を除く。）のも、右の趣旨に則つたものといふことができる。したがつて、もし、株式会社が株券の発行を遅滞することにより、事実上、株式譲渡の自由を奪う結果になるとすれば、それは、同法の右趣旨にもとるのみならず、信義則上も容認できないところといわなければならない。

以上述べたところから商法二〇四条二項の法意を考えると、それは、株式会社が株券を遅滞なく発行することを前提とし、その発行が円滑かつ正確に行なわれるようにするために、会社に対する関係において株券発行前における株式譲渡の効

力を否定する趣旨と解すべきであつて、右の前提を欠く場合についてまで、一律に株券発行前の株式譲渡の効力を否定することは、かえつて、右立法の趣旨にもとるものといわなければならない。もつとも、安易に右規定の適用を否定することは、株主の地位に関する法律関係を不明確かつ不安定ならしめるおそれがあるから、これを慎しむべきであるが、少なくとも、会社が右規定の趣旨に反して株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定するを相当としない状況に立ちいたつた場合においては、株主は、意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき、会社は、もはや、株券発行前であることを理由としてその効力を否定することができず、譲受人を株主として遇しなければならないものと解するのが相当である。この点に関し、最高裁昭和三〇年（オ）第四二六号同三三年一〇月二四日第二小法廷判決・民集一二巻一四号三一九四頁において当裁判所が示した見解は、右の限度において、変更されるべきものである。

これを本件についてみると、前叙のとおり、被上告会社は、株式会社に組織変更後四年余の長きにわたつて全く株券を発行することなく放置していたものであり、これが商法の規定の趣旨に反する不当な株券発行の遅滞であることは明らかである。そして、B 1は、そののちになつて、上告人に対し前記株式を意思表示のみによつて譲渡したのであるから、株券発行前であるからといつて、被上告会社に対する関係においてその譲渡の効力を否定することは、信義則からいつても、相当とはいえない。ましてや、被上告会社においては、右譲渡を承認して株主台帳（株主名簿と異なる趣旨のものとは解しえない。）にこれを記載し、そののちに右株式について株券を発行したというのであるから、信義則上も、右株式の譲渡は、被上告会社に対してもその効力を生じ、上告人は、右株式につき、株主としての権利を行使する資格をそなえるにいたつたものといわなければならない。

そうとすれば、前記株主総会の決議は、わずか一、七〇〇株の議決権によつてな

されたものであつて、商法（取締役の選任については定款）所定の議決権数に遠く及ばないことが明らかであり、この点の瑕疵により、右決議は取消を免れない。そして、この決議により選任された別紙第二役員名簿記載の取締役四名により、そのうちのB 1を代表取締役に選任した取締役会の前記決議は、右株主総会決議の取消により、右選任決議の時に遡つてその効力を否定されるべきものといわなければならない。

よつて、本件上告中、（イ）株主総会決議取消の予備的請求、（ロ）取締役会決議無効確認請求および（ハ）B 1が被上告会社の株主でないことの確認の請求に関する部分については、論旨一は理由があるから、論旨二に対する判断をまつまでもなく、原判決中右各請求を棄却した部分を破棄することとし、本件は原審の確定した事実に基づき当裁判所において裁判をするに熟するものと認められるところ、第一審判決は、右（ロ）（ハ）の請求を原審と同趣旨の理由で棄却しているので、その部分を取り消したうえ、右（イ）（ロ）（ハ）の各請求を認容することとする。

上告人のその余の上告（株主総会決議無効確認の第一次請求を原判決が棄却した部分に対するもの）については、論旨一、二はすべて原判決理由中の判断に関係がないから、採用に由なく、棄却を免れない。

よつて、民訴法四〇八条、三九六条、三八四条、三八六条、九六条、九二条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

裁判官下村三郎、裁判官色川幸太郎は、出張中につき評議に関与しない。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	石	田	和	外
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一 郎

裁判官	村	上	朝	一
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝

(別紙)

第一旧役員名簿

取締役の氏名および住所

旭川市 a b 丁目 G

同市 c d 丁目 e 号 H

同市 f g 丁目 h 号 I

同市 a b 丁目 J

代表取締役 G

監査役の氏名および住所

旭川市 i d 丁目 j 号 K

同市 a b 丁目 L

以 上

第二新役員名簿

取締役の氏名および住所

旭川市 c k 1号 M

同 所 N

同市 m n 丁目 E

同市 a b 丁目 O

監査役の氏名および住所

旭川市 i o 丁目 P

以 上